

日本共産党の小田桐たかしです、通告に従い大きく3点質問します。

まず大きな1、市長の政治姿勢について2点お聞きします。

第1に、憲法に対する議論が国会内外で行われ、来月行われる参院選の争点の一つに浮上しています。その中でも96条の改定、つまり憲法改定する基準緩和をするかどうか大きな注目を集めています。

また、自民党草案では戦力の不保持や交戦権の否認を定めた第9条2項を削除し、自衛権の明記、国防軍の規定がされたことに、市民の間でも不安視する声が聞かれます。それ以外にも自民党草案は、市政運営に直結する基本的人権や地方自治の改定にも及んでいますから、96条の先行的改定の動きからも由々しき事態と私は認識しています。

そこで、本市を代表する市長はどう捉えているのか基本的政治姿勢をお聞きします。

第2に、UR都市再生機構施行の区画整理事業についてお聞きします。法令で定められた現事業計画上の換地完了期日は、来年26年3月31日までです。しかし、UR都市機構が地権者に発効している区画整理事業のお知らせでも、工事が完成しないことをUR自身が認めました。

そこで、法令上の手続きや都市整備の今後についてはどうされるのか確認したい。特に市民生活上の安全安心及び地権者の生活権について、どういう立場で協議を行うのか見解をお聞きします。

次に大きな2、中部地域のまちづくりについて2点質問します。

第1に、十太夫地域のマンション建設については、3月議会で、地域住民の陳情が不採択となりましたが、陳情に反対討論された3人の議員からも「願意である安全対策に十分注意するよう求める」「誠心誠意対応することで工事協定が締結されるよう要望する」などの意見が聞かれていますから、陳情への賛否は違っても、住民も事業者も歩み寄り、問題解決をというのが議会の総意と私は受け止めました。

そこで、現状では工事協定締結はどうなっているのか、何が課題となっているのか答弁を求めます。私が工事協定締結への一番の障害は工事終了時間ではないかと考えます。そこで、どうしても時間延長すべき工事の場合は例外規定を設けても、公共工事同様、原則5時までの工事とするよう事業者への指導し、工事協定締結へ前進させるべきと考えますが、答弁を求めます。

第2に、東深井市野谷線については、西初石4丁目住民からスピード規制や郵便局前交差点の信号機設置等の要望は引き続き寄せられています。過去、私も取り上げてきましたが、党派を超えて複数の議員が取り上げるなど、全線開通で新たな課題が浮上しています。

そこでまず、この間の取り組みの進捗状況を確認したい。同時に、この道路が開通する前の利用状況や、多くの自治会が関係することから、行政・警察だ

けの協議にせず、自治会、住民、学校関係者も含め安全対策を協議するテーブルをつくっていただきたいがどうか？お答えください。また3月予算審査の答弁で、都計道の道路照明設置拡大方針をお聞きしましたが、この道路における設置計画はどうなっているのか、答弁を求めます。

次に大きな3、教育行政についてですが、わが党は、5月から小中併設校計画について市民アンケートを独自に実施してきました。多くの市民のご協力に、まずこの場をお借りしてお礼を申しあげるとともに、お寄せいただいた声をできる限り取り上げる立場から、今議会、4人それぞれが、アンケートに基づき、様々な角度から質問をします。まず私からは、小中一貫教育と併設校計画について2点お聞きします。

まず第1に、小中一貫教育について2点、教育長にお聞きします。一つ目は、教育的成果や小中学校の設置状況により生み出される「逆境」等についてです。

教育的成果については、本市の教育界にとってメリット・デメリットはどういう内容があり、メリットがどれほど上回っているのかを明快な答弁をまず求めます。そもそも論としてさらに2点確認したい。教育長は、小中一貫教育の導入は、6・3制を否定したものなのか、6・3制に制度疲労があり、現代社会ではむしろかしい点は何なのか、お聞きしたい。あわせて流山市が進めてきた「交流・連携」というのはどういう点が物足りないのかもあわせてお答えください。

『逆境』については、私が規定したものではありません。三月議会を振り返ると、西初石中学校では美術の先生は毎月隣の西初小に出向き、より専門的な視点で小学校の美術に関わっています。こういう小中一貫教育のモデルの一方で、同じ小中一貫の学区である小山小には年1度も出向けないという具体例を挙げて、私はこれでいいのかとただしたら、市長は「分離型が困難性は高い」と認めながら、「それを克服するためにそれぞれが努力をされていて、非常に効果を上げている」「逆境にある困難性の高い環境が必ずしも結果としてマイナスになるかどうかというのは、わからない」と答弁されたのです。そこで、この「逆境」について、教育者として、また教育の機会均等を守る教育長としての見解を合わせて答弁を求めます。

二つ目に、『中1ギャップ』については、まず1点確認します。まず、本市でよく使われる『中1ギャップ』とはどういう状態と定義しているのか、お答えください。

そもそも本市でH22年12月議会、市長の一般報告から始まった小中一貫教育と、それを背景にした小中併設校建設計画。その目玉が『中1ギャップ』解消です。そこで、本市内における『中1ギャップ』の存在は何件ありますか、それによる不登校及び長期欠席者数は何件ですか、確認します。また『中1ギャップ』以外の不登校及び長期欠席者数はどの程度あり、何が原因と調査しているのか。答弁を求めます。さらに、『中1ギャップ』の解決策は何なのか、

小中一貫教育でどう解消できるのか、具体的にお答えください。

次に第二、小中併設校について二点、お聞きします。

まず一つ目、学区について教育長にお聞きします。まず、小中併設校の学区決定まで、今後どんなスケジュールなのでしょうか確認します。

また市民アンケートで併設校計画に反対という方から「決められた学区だけというのは不公平」という意見や、計画に賛成という方は、「学区は選択制だから、市内ならどこからでも通える」という意見がありますが、教育長の基本的見解を求めます。

二つ目に、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるが、今事業ではどのような比較検討がされたのでしょうか、また市財政への影響や他施策とのバランス、市長が進めるファシリティ・マネージメントとの整合性等も含め市長の見解を求めます。